

令和8年5月22日14時00分

近畿地方整備局

### 有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

#### 1. 指名停止業者及び措置の内容

業者名:株式会社スタイリッシュハウス

期間:令和8年5月22日から令和8年8月21日まで(3ヵ月)

範囲:近畿地方整備局管内

#### 2. 指名停止措置の理由

株式会社スタイリッシュハウスが、落札決定後に契約を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、  
神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141 (代表)

契約課長 やなぎはら ひろあき 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 ふるはら さとし 古原 悟 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 かとう ひであき 加藤 英明 (内線 6310)

経理調達課長補佐 たけだ ともみ 武田 知美 (内線 6313)

令和8年5月22日  
近畿地方整備局

## 株式会社スタイリッシュハウスに対する指名停止措置について

### 1. 案件の概要

兵庫国道事務所発注の「R7兵庫国道事務所管内設備修繕作業」について、令和8年3月9日に入札を執行し、同日、株式会社スタイリッシュハウスに落札決定したところであるが、同者は、本作業で使用する機材が発注者から支給されるものと誤認しており、入札価格にも当機材にかかる費用を計上していなかったため、同年3月19日付けで同者から契約締結にかかる辞退届が提出されたものである。

### 2. 指名停止措置理由

株式会社スタイリッシュハウスが落札決定後に契約を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

### 3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社スタイリッシュハウス

栃木県足利市葉鹿町2-30-16

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和8年5月22日から令和8年8月21日まで(3ヵ月)

#### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。